

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示 (入札課)	742
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	743
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	744
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (〃)	745
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の再開 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (地域福祉推進課)	746
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の再開 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (〃)	747
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○河川区域の変更による廃川敷地等 (京都土木事務所)	〃
○都市計画区域区分の変更 (都市計画課)	〃

公 告

○一般競争入札の実施 (入札課)	748
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	751
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (〃)	752
○土地改良事業計画変更の認可申請に関する適否の決定 (農村振興課)	753
○農業振興地域の区域変更 (経営支援・担い手育成課)	754
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所)	〃

告 示

京都府告示第517号

物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示

物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「の間」の右に「で知事が別に定める期間」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 随時資格審査（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る資格審査をいう。以下同じ。） 知事が別に定める期間

第5条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

（参加資格の有効期間）

第9条 参加資格の有効期間（以下「有効期間」という。）

は、次のとおりとする。

- (1) 定例資格審査による有効期間 基準年の8月1日から次の基準年の7月31日まで
- (2) 追加資格審査による有効期間 入札参加資格を得た追加資格審査が行われた月の翌月の初日から次の基準年の7月31日まで
- (3) 随時資格審査による有効期間 随時資格審査の結果を通知した日の翌日から申請書を提出した年度の末日（申請書を提出した年度の翌年度の特定調達契約に係るものにあつては、当該翌年度の末日）まで

附 則

この告示は、令和5年10月27日から施行する。

京都府告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年10月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
みずはらクリニック	宇治市広野町西裏1の16 サンマルシェ大久保内	水原 祐起	令 5.10.1
医療法人相幸会いちのはしクリニック	〃 五ヶ庄折坂56の1	医療法人相幸会	〃
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション宇治	〃 大久保町井ノ尻39 の3 中川ビル108号	株式会社メディケア・リハビリ	〃
ココカラファイン薬局アゼリア店	長岡京市長岡1丁目1の10	株式会社ココカラファインヘルスケア	5.8.14
シンシン薬局	久世郡久御山町栄4丁目1の86	有限会社メディックシーモア	5.9.1
医療法人たなか歯科	相楽郡精華町祝園西1丁目30の3 2F	医療法人たなか歯科	〃

京都府告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年10月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人宝寿会おうばく駅前干城クリニック	宇治市五ヶ庄新開11の29 ・18	医療法人宝寿会	令 5.8.25
旧 医療法人宝寿会山本おうばく駅前内科クリニック			
新 医療法人白修会金下歯科・矯正歯科	官津市宇新浜1952	新 医療法人白修会	平 30.7.4
旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院		旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院	
新 ココカラファイン薬局セブン通り店	長岡京市長岡2丁目26の17	株式会社ココカラファインヘルスケア	令 5.8.14
旧 ほんべ薬局セブン通り店			
訪問看護ステーション樹	新 八幡市八幡土井80の3	株式会社ライフ・サポート樹	5.8.26
旧 〃 〃 山田31の3			

京都府告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
ひわたし耳鼻咽喉科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村39の1	樋渡 直	令 5. 7. 31
ほんべ薬局アゼリア店	長岡京市長岡2丁目1の39	株式会社ココラファインヘルスケア	5. 8. 13
シンシン薬局	久世郡久御山町大字林小字北畑105 久御山団地17棟111	有限会社メディックシーモア	5. 8. 31
たなか歯科	相楽郡精華町祝園西1丁目30の3 2F	田中 利昌	〃

京都府告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	再開年月日
内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の20	内藤 春生	令 5. 10. 2

京都府告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新 医療法人白修会	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新 医療法人白修会金下歯科・矯正歯科	宮津市字新浜1952	平 30. 7. 4
旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院		旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院		
株式会社ライフ・サポート樹	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーション樹	新 八幡市八幡土井80の3	令 5. 8. 26
			旧 〃 〃 山田31の3	

京都府告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人洛和福祉会	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	洛和グループホーム亀岡千代川	亀岡市千代川町小林北ン田13の29	令 5. 9. 30
有限会社メディックシーモア	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	シンシン薬局	久世郡久御山町林北畑105 久御山団地17棟111	5. 8. 31



京都府告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から再開の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	再開年月日
内藤 春生	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の20	令 5. 10. 2



京都府告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
森口 直樹	ゆずの手鍼灸マッサージ院	京都市南区久世上久世町820の2	令 5. 9. 1
玉津 忠明	フレアス在宅マッサージ・鍼灸宇治施術所	宇治市宇治宇文字2の42 井上一千堂ビル2F	5. 9. 11

京都府告示第526号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
みずはらクリニック	宇治市広野町西裏1の16 サンマルシェ大久保内	水原 祐起	令 5.10.1
医療法人相幸会いちのはしクリニック	〃 五ヶ庄折坂56の1	医療法人相幸会	〃
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション宇治	〃 大久保町井ノ尻39 の3 中川ビル108号	株式会社メディケア・リハビリ	〃
ココカラファイン薬局アゼリア店	長岡京市長岡1丁目1の10	株式会社ココカラファインヘルスケア	5.8.14
シンシン薬局	久世郡久御山町栄4丁目1の86	有限会社メディックシーモア	5.9.1
医療法人たなか歯科	相楽郡精華町祝園西1丁目30の3 2F	医療法人たなか歯科	〃



京都府告示第527号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人宝寿会おうばく駅前干城クリニック	宇治市五ヶ庄新開11の29 ・18	医療法人宝寿会	令 5.8.25
旧 医療法人宝寿会山本おうばく駅前内科クリニック			
新 医療法人白修会金下歯科・矯正歯科	宮津市宇新浜1952	新 医療法人白修会	平 30.7.4
旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院		旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院	
新 ココカラファイン薬局セブン通り店	長岡京市長岡2丁目26の17	株式会社ココカラファインヘルスケア	令 5.8.14
旧 ほんべ薬局セブン通り店			

訪問看護ステーション樹	新	八幡市八幡土井80の3	株式会社ライフ・サポート樹	5.8.26
	旧	〃 〃		



京都府告示第528号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
ひわたし耳鼻咽喉科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村39の1	樋渡 直	令 5.7.31
ほんべ薬局アゼリア店	長岡京市長岡2丁目1の39	株式会社ココカラファインヘルスケア	5.8.13
シンシン薬局	久世郡久御山町大字林小字北畑105 久御山団地17棟111	有限会社メディックシーモア	5.8.31
たなか歯科	相楽郡精華町祝園西1丁目30の3 2F	田中 利昌	〃



京都府告示第529号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	再 開 年月日
内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の20	内藤 春生	令 5.10.2



京都府告示第530号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変 更 年月日
新 医療法人白修会	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	新 医療法人白修会金下歯科・矯正歯科	宮津市字新浜1952	平 30. 7. 4
旧 医療法人金下歯科・ 矯正歯科医院		旧 医療法人金下歯科・矯正歯科医院		
株式会社ライフ・サポ ート樹	訪問看護・介護予 防訪問看護	訪問看護ステーション樹	新 八幡市八幡土井80の3	令 5. 8. 26
			旧 " " 山田31の3	



京都府告示第531号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃 止 年月日
社会福祉法人洛和福祉 会	認知症対応型共同 生活介護・介護予 防認知症対応型共 同生活介護	洛和グループホーム亀岡千代川	亀岡市千代川町小林北ン田13の 29	令 5. 9. 30
有限会社メディックシ ーモア	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	シンシン薬局	久世郡久御山町林北畑105 久 御山団地17棟111	5. 8. 31



京都府告示第532号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から再開の届出があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	再 開 年月日
内藤 春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の 20	令 5.10. 2

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第533号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
森口 直樹	ゆずの手鍼灸マッサージ院	京都市南区久世上久世町820の2	令 5. 9. 1
玉津 忠明	フレアス在宅マッサージ・鍼灸宇治施術所	宇治市宇治宇文字2の42 井上一千堂ビル2F	5. 9. 11

京都府告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市全域
- 2 測量の期間
令和5年10月1日から令和6年3月29日まで
- 3 測量の種類
公共測量（空中写真測量）

京都府告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

- 1 測量の地域
舞鶴市宇倉谷地区
- 2 測量の期間
令和5年10月20日から令和6年2月29日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量）

京都府告示第536号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府京都土木事務所に備えておく。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 河川の名称
一級河川淀川水系桂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和5年10月2日
- 3 廃川敷地等の位置
京都市左京区広河原菅原町281番、282番、283番、284番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 376.09平方メートル

京都府告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、綴喜都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
京田辺市田辺石塚並びに稲葉、柿ノ内、波風、蕪木、池ノ尻、草屋、明田及び西浜の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、舞鶴都市計画区域区分を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
舞鶴市大字上安小字穴谷、小字福谷、小字仲イナキ、小字ショブ、小字暮谷、小字シミズケ迫及び小字宮谷の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量
 - ア 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式
 - イ 京都府立学校等で使用する電力調達 一式
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 調達期間
仕様書のとおり
 - (4) 調達施設
 - ア 京都府総合庁舎等
 - イ 京都府立学校等
- 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年10月27日（金）から令和5年11月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」一小分類「電力」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和5年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

- 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けな

ればならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年11月8日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号（075）414-4654

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023>）

html）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年11月8日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年12月19日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年12月20日（水）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年12月19日（火）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年12月20日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額(税抜き)の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号に該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. Supply of electricity for General Government buildings of the Kyoto Prefectural, etc.

b. Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday October 27, 2023 to 5:15 PM on Tuesday November 21, 2023

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday December 19, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday December 20, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Tuesday December 19, 2023

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Wednesday December 20, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiuru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橘 正喜
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町28番地の1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか17業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか18業者	令 5. 4. 1 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び出店のため

(2) 届出年月日

令和5年10月10日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和5年10月27日から令和6年2月27日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推

進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ城陽
城陽市富野荒見田112番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか59業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか58業者	令 5. 3. 1 ほか	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

(2) 届出年月日

令和5年10月10日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和5年10月27日から令和6年2月27日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央五丁目2番地1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	令 5. 4. 1 ほか	小売業を行う者の代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和 5 年 10 月 10 日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 5 年 10 月 27 日から令和 6 年 2 月 27 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ木津
木津川市相楽城西 15 番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか 13 業者	株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか 14 業者	令 5. 3. 21 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び出店のため

- (2) 届出年月日
令和 5 年 10 月 10 日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 5 年 10 月 27 日から令和 6 年 2 月 27 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

5(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (ア) 株式会社カインズ
本庄市早稲田の杜 1 丁目 2 番 1 号
代表取締役 高家 正行
 - (イ) 株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガーデンモール木津川
木津川市州見台一丁目 1 番ほか
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか 16 業者	株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか 15 業者	令 5. 4. 20 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び退店のため

- (2) 届出年月日
令和 5 年 10 月 10 日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 5 年 10 月 27 日から令和 6 年 2 月 27 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により宇治市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 10 月 27 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町 28 番地の 1
- 2 届出者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
令和 5 年 5 月 18 日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和 5 年 10 月 27 日から令和 5 年 11 月 27 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により城陽市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ城陽
城陽市富野荒見田112番地
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年5月18日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年10月27日から令和5年11月27日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により京田辺市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央五丁目2番地1
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年5月18日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年10月27日から令和5年11月27日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ木津
木津川市相楽城西15番地
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年5月18日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年10月27日から令和5年11月27日まで



土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の計画変更の認可申請を適当と決定した。

なお、変更後の土地改良事業計画書の写しを令和5年10月27日から令和5年11月16日まで縦覧に供する。

おって、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該決定について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に異議の申出をすることができる。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区	縦覧の場所
美豆土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）	美 豆	京都府農林水産部農村振興課

（八幡市役所において関係書類を閲覧することができます。）



農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、京都府農林水産部経営支援・担い手育成課及び関係京都府広域振興局農林商工部において縦覧に供する。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 名称

京田辺地域（京田辺市）

(2) 区域

京田辺市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域から赤色で着色した区域を除いた部分）

- ア 令和5年京都府告示第537号により決定された綴喜都市計画市街化区域のうち京田辺市の区域
- イ 平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知に基づき定められた民有林野の林班番号1から23までの区域。ただし、市街化区域を除く。

ウ 陸上自衛隊関西地区補給処祝園弾薬支処の区域

エ 京田辺市薪平田谷及び大住竜王谷に所在するゴルフ場の区域

オ 木津川河川の区域

カ 京阪東ローズタウン松井地区土地区画整理事業の事業区域隣接地で市街化の見通しがなく、ことにより市街化区域から市街化調整区域に変更された区域及び三山木地区特定土地区画整理事業の事業実施に伴う鉄道敷地移設により市街化区域から市街化調整区域に変更された区域

2(1) 名称

舞鶴地域（舞鶴市）

(2) 区域

舞鶴市の区域のうち次の区域を除外した土地の区域

（関係図面の青線で囲んだ区域）

- ア 令和5年京都府告示第538号により決定された舞鶴都市計画市街化区域の区域
- イ 平成8年京都府告示第412号により指定された臨港地区の区域
- ウ 昭和41年京都府告示第115号により指定された港湾隣接地の区域
- エ 昭和46年京都府告示第107号により定められた民有林野の林班番号1から8まで、10から24まで、27、29から34まで、36、37、40、43、44、46

- から49まで、56から74まで、76、79から228まで、230から256まで、258、259、261から287まで、289から298まで、305から330まで及び332から347までの区域

オ 林野庁、財務省及び内閣府所管国有林並びに官行造林の区域

カ 冠島及び沓島の区域

キ 舞鶴市喜多の一部の区域



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市草内法福寺23

（関連区域）

京田辺市草内法福寺23の2の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市旭区赤川三丁目7の13

合同会社オークリーヴ



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式

イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式

ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達施設及び調達期間

ア (1)のAに係る調達

洛西浄化センター

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

イ (1)のイに係る調達

(ア) 木津川上流浄化センター

相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(イ) 相楽中継ポンプ場

木津川市相楽高下4番地9

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ (1)のウに係る調達

(ア) 宮津湾浄化センター

宮津市字獅子10番地

令和6年4月9日から令和7年4月8日まで

(イ) 獅子崎中継ポンプ場

宮津市字獅子崎小字大苗代195番4

令和6年4月8日から令和7年4月7日まで

(ウ) 鶴賀中継ポンプ場

宮津市字鶴賀2158番7

令和6年4月2日から令和7年4月1日まで

(エ) 須津中継ポンプ場

宮津市字須津小字大藪濱1967番1

令和6年4月17日から令和7年4月16日まで

(オ) 四辻中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字四辻小字青田630番2

令和6年4月11日から令和7年4月10日まで

(カ) 堂谷中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41番3

令和6年4月22日から令和7年4月21日まで

(4) 契約期間

契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。

なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年10月27日(金)から令和5年11月21日

(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和5年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」一小分類「電力」

(3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和5年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のAに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したも

のとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類の詳細は、入札説明書による。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年11月8日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(3)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号（075）414-4654

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年11月8日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年12月19日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年12月20日（水）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年12月19日（火）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年12月20日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後

を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否
要する。

8 入札保証金
免除する。

9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他
(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 令和6年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき電気料金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。
(4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
(5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased
a. Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant.

- b. Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant, etc.
- c. Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Friday, October 27, 2023 to 5:15 PM on Tuesday, November 21, 2023
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, December 19, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, December 20, 2023
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail
5:00 PM on Tuesday, December 19, 2023
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Wednesday, December 20, 2023
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450